



厚生労働省岩手労働局発表
平成29年11月30日(木)

報道関係者 各位

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 中田 光浩
室長補佐 松田 有司
電話 019-604-3008

岩手県特定(産業別)最低賃金が決定・改正決定されます ～ 平成29年12月30日から新しい最低賃金が適用されます～

岩手労働局(局長 久古谷 敏行)は、下記の5産業に係る岩手県特定(産業別)最低賃金の新設及び改正決定について、平成29年11月30日付で官報公示を行いました。

これにより、5産業について、平成29年12月30日(土)から新しい最低賃金が適用されます。

なお、全産業のすべての労働者に適用される「岩手県最低賃金」(時間額738円)は、平成29年10月1日に改正発効されています。

記

【新設】

- 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金
時間額 780円

【改正決定】

- 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
時間額 809円 (現行790円)
- 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
時間額 790円 (現行774円)
- 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額 775円 (現行756円)
- 岩手県自動車小売業最低賃金
時間額 819円 (現行800円)

【据置】

従来の「各種商品小売業最低賃金」については改正されないため、各種商品小売業のうち、50人未満の事業所にあっては現行の時間額767円が適用され、50人以上の事業所にあっては新設された「百貨店、総合スーパー最低賃金」が適用されます。

* 適用される産業の詳細については、別添リーフレットをご参照ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

岩手県最低賃金 738円

平成29年10月1日発効 時間額 738円

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。
- 岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、断続的労働に従事する労働者等に対し、減額した最低賃金が適用されることがあります。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

- 以下の産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。
なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 適用される産業の詳細については、裏面をご覧ください。

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 809円 平成29年12月30日発効

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 790円 平成29年12月30日発効

- 手作業による包装、袋詰め又はパリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 775円 平成29年12月30日発効

- ①手作業による包装又は袋詰めの業務
- ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はパリ取りの業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

百貨店、総合スーパー 新設

時間額 780円 平成29年12月30日発効

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所に適用されます。

各種商品小売業

時間額 767円 平成28年12月11日発効

- 「各種商品小売業最低賃金」は改正されず、「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所について「百貨店、総合スーパー最低賃金が新設されました。そのため、「各種商品小売業」に該当する事業所で、50人未満の事業所に適用されます。

自動車小売業

時間額 819円 平成29年12月30日発効

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局賃金室：019-604-3008

岩手労働局ホームページ <http://iwa-te-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

各労働基準監督署：盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455 釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231
一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231 二戸：0195-23-4131

○印は、特定（産業別）最低賃金の適用となるもの。 ×印は、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金の適用となるもの。

●鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

鉄鋼業	鉄素形材製造業	金属製品製造業
<p>* 高炉による製鉄業、銑鉄鑄物製造業、可鍛鋳鉄製造業、鉄鋼シャースリット業、鉄管製造業、他に分類されない鉄鋼業を除く。</p> <p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 E220 (適用産業に係るもの)</p> <p>○製鉄業 E221 (ただし、×高炉による製鉄業 E2211)</p> <p>○製鋼・製鋼圧延業 E222</p> <p>○製鋼を行わない鋼材製造業 E223 (表面処理鋼材を除く)</p> <p>○表面処理鋼材製造業 E224</p>	<p>×銑鉄鑄物製造業（鉄管、可鍛鋳鉄を除く） E2251</p> <p>×可鍛鋳鉄製造業 E2252</p> <p>○銑鋼製造業 E2253</p> <p>○鍛工品製造業 E2254</p> <p>○鍛鋼製造業 E2255</p> <p>その他の鉄鋼業</p> <p>×鉄鋼シャースリット業 E2291</p> <p>○鉄スクラップ加工処理業 E2292</p> <p>×鉄管製造業 E2293</p> <p>×他に分類されない鉄鋼業 E2299</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p>	<p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 E240 (適用産業に係るもの)</p> <p>○金属線製品製造業（ねじ類を除く） E247 ○くぎ製造業 E2471</p> <p>○その他の金属線製品製造業 E2479</p> <p>○その他の金属製品製造業 E249</p> <p>○金庫製造業 E2491</p> <p>○金属スプリング製造業 E2492</p> <p>○他に分類されない金属製品製造業 E2499</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p>

●光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

業務用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電球・電気照明器具製造業
<p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 E270 (適用産業に係るもの)</p> <p>○光学機械器具・レンズ製造業 E275</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p> <p>その他の製造業</p> <p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 E320 (適用産業に係るもの)</p> <p>○時計・同部分品製造業 E323</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p>	<p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 E280 (適用産業に係るもの)</p> <p>○電子デバイス製造業 E281</p> <p>○電子部品製造業 E282</p> <p>○記録メディア製造業 E283</p> <p>○電子回路製造業 E284</p> <p>○ユニット部品製造業 E285</p> <p>○その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 E289</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p> <p>電気機械器具製造業</p> <p>* 民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業を除く。</p> <p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 E290 (適用産業に係るもの)</p> <p>○発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E291</p> <p>○産業用電気機械器具製造業 E292</p> <p>×民生用電気機械器具製造業 E293</p> <p>×ちゅう房機器製造業 E2931</p> <p>×空調・住宅関連機器製造業 E2932</p> <p>×衣料衛生関連機器製造業 E2933</p> <p>×その他の民生用電気機械器具製造業 E2939</p>	<p>×電球・電気照明器具製造業 E294</p> <p>×電球製造業 E2941</p> <p>×電気照明器具製造業 E2942</p> <p>×電池製造業 E295</p> <p>×蓄電池製造業 E2951</p> <p>×一次電池（乾電池、湿電池）製造業 E2952</p> <p>○電子応用装置製造業 E296</p> <p>○X線装置製造業 E2961</p> <p>○医療用電子応用装置製造業 E2962</p> <p>○その他の電子応用装置製造業 E2969</p> <p>電気計測器製造業</p> <p>○電気計測器製造業（別掲を除く） E2971</p> <p>○工業計器製造業 E2972</p> <p>×医療用計測器製造業 E2973 (ただし、○心電計製造業)</p> <p>×その他の電気機械器具製造業 E299</p> <p>×その他の電気機械器具製造業 E2999</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p> <p>情報通信機械器具製造業 E30</p> <p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 E300 (適用産業に係るもの)</p> <p>○通信機械器具・同関連機械器具製造業 E301</p> <p>○映像・音響機械器具製造業 E302</p> <p>○電子計算機・同附属装置製造業 E303</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p>

●百貨店、総合スーパー

各種商品小売業	各種商品小売業	自動車小売業
<p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 I560 (適用産業に係るもの)</p> <p>○百貨店、総合スーパー I561 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時 50 人以上のもの</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p>	<p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 I560 (適用産業に係るもの)</p> <p>○その他の各種商品小売業 I569 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時 50 人未満のもの</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p>	<p>○管理、補助的経済活動を行う事業所 I590 (適用産業に係るもの)</p> <p>自動車小売業</p> <p>○自動車（新車）小売業 I5911</p> <p>○中古自動車小売業 I5912</p> <p>○自動車部分品・附属品小売業 I5913</p> <p>×二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む） I5914</p> <p>○純粹持株会社 L7282</p>